

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。

附 則（平成24年5月16日東相制第12-0013号）

この改正規定は、平成24年5月17日から実施します。